平成２７年（フ）第９４４号
神戸市垂水区南多聞台６丁目４番109号
債務者　村田　和興
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１２号
長崎県長崎市住吉町５番５号　301
債務者　**徳**住　幸子
1　決定年月日時　平成27年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２４１号
長崎県長崎市鳴見台２丁目41番８号
債務者　山口　孝子
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２５３号
長崎県長崎市平和町20番18号　302
債務者　上田　綾子
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２６９号
長崎県長崎市橋口町21番９号　１Ｆ
債務者　瀬戸口　泉（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成27年12月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２７３号
長崎県長崎市琴海戸根町1092番地１　コーポツジ８号
債務者　内田　春美
1　決定年月日時　平成27年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３３号
長崎県南島原市有家町久保233番地
債務者　林田　衣里（旧姓入江）
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２７年（フ）第４５６号
川崎市川崎区池上町８番12号　山城コーポ202
債務者　石黒　隆之
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５００号
川崎市川崎区小田６丁目11番24号　望星ビル202、前住所川崎市川崎区京町２丁目７番12号　コーポ翁　101
債務者　川原　正恵（旧姓杉山）
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５３７号
川崎市川崎区渡田４丁目９番13号、前住所横浜市鶴見区潮田町１丁目19番地　聖ハイツ401
債務者　涌島　　泉
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５３８号
川崎市川崎区渡田４丁目９番13号、前住所横浜市鶴見区潮田町１丁目19番地　聖ハイツ401
債務者　涌島惠津子
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５４２号
川崎市中原区下沼部1979番地
債務者　高柳　裕昭
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５４６号
川崎市幸区古市場1786番地　サンハイツ古市場　１－507
債務者　勝田　雅子
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５５１号
川崎市高津区宇奈根721番地１　ランドステージ高津多摩川　207
債務者　中田　英樹
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５５９号
川崎市宮前区有馬６丁目11番17号　第一川野荘　6
債務者　川窪十四子
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５６２号
川崎市宮前区馬絹951番地９　ドミトリーシティＭ　105
債務者　川島知恵子（旧姓板垣・馬場）
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第５６８号
川崎市中原区中丸子612番地　メイコート101、前住所千葉県市川市幸２丁目６番１－107号　行徳南スカイハイツＢ棟
債務者　小泉　敬市
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係